

我孫子市高齢者等の新型コロナウイルス感染症検査希望者に対する検査費用の助成に関する要綱の一部を改正する告示

我孫子市高齢者等の新型コロナウイルス感染症検査希望者に対する検査費用の助成に関する要綱（令和2年告示第282号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(助成の申請)</p> <p>第4条 市長が指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）において受けるPCR検査等について、助成を受けようとする助成対象者は、次の各号に掲げる助成対象者の区分に応じ、当該各号に定める方法により 令和5年3月15日までに市長に申請しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 指定医療機関以外の医療機関において受けるPCR検査等について、助成を受けようとする助成対象者は、次の各号に掲げる助成対象者の区分に応じ、当該各号に定める方法により 令和5年3月15日までに市長に申請しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>(請求)</p> <p>第7条 第5条第2項の規定により助成の決定を受けた者は、助成金の交付</p>	<p>(助成の申請)</p> <p>第4条 市長が指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）において受けるPCR検査等について、助成を受けようとする助成対象者は、次の各号に掲げる助成対象者の区分に応じ、当該各号に定める方法により 令和4年3月15日までに市長に申請しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 指定医療機関以外の医療機関において受けるPCR検査等について、助成を受けようとする助成対象者は、次の各号に掲げる助成対象者の区分に応じ、当該各号に定める方法により 令和4年3月15日までに市長に申請しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>(請求)</p> <p>第7条 第5条第2項の規定により助成の決定を受けた者は、助成金の交付</p>

を受けようとするときは、我孫子市高齢者等の新型コロナウイルス感染症検査希望者に対する検査費用助成金交付請求書（様式第7号）に、PCR検査等に要した費用の額を証する領収書を添付の上、**令和5年3月31日**までに市長に請求しなければならない。

附 則

1 略

（失効）

2 この告示は、**令和5年5月31日**限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条第1項又は第2項の規定により助成の決定を受けた者であって、PCR検査等を受けたものに係る第8条に規定する決定の取消し及び返還については、同日後もなおその効力を有する。

を受けようとするときは、我孫子市高齢者等の新型コロナウイルス感染症検査希望者に対する検査費用助成金交付請求書（様式第7号）に、PCR検査等に要した費用の額を証する領収書を添付の上、**令和4年3月31日**までに市長に請求しなければならない。

附 則

1 略

（失効）

2 この告示は、**令和4年5月31日**限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条第1項又は第2項の規定により助成の決定を受けた者であって、PCR検査等を受けたものに係る第8条に規定する決定の取消し及び返還については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行し、令和4年4月1日以後にPCR検査又は抗原定量検査を受けた者から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に改正前の第4条第1項又は第2項の規定により申請をした者が施行日以後に改正後のこれらの規定により申請をしようとするときは、施行日前に申請をしたことは、同条第3項に規定する申請の回数に含まないものとする。